

# 那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和6年度（2024年度）第12回（定例会）

署名人 仲本千佳子  
教育長 宮里寿子

開催日時 令和6年（2024年）10月9日（水）

開会 午後2時00分

閉会 午後3時53分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

## 出席者

〔教育長・教育委員〕

宮里寿子教育長、安里恒男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員、山城達彦委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】稲福喜久二部長、安次嶺博志副部長

（総務課）平良美夏課長、幸地英子副参事、上原晃仁主任主事

（中央公民館）伊禮道子館長、又吉剛主幹

（中央図書館）島袋元治館長、奥浜真主幹

（生涯学習課）松田信男課長、久場祐介主幹

（市民スポーツ課）富名腰史之副参事、山内まい主事

（施設課）上原聡課長、真境名元作主幹

【学校教育部】比嘉真一郎部長、平良進副部長

（学校教育課）濱川太課長、上原彩子副参事、仲宗根司副参事、赤嶺明日香主幹、上原亮輔指導主事

（教育相談課）上江洲寛課長、新里隆司主幹

（学校給食課）島袋久美子課長、

（学校給食センター）我喜屋綾子所長

（教育研究所）棚原歩所長、上原理也主幹

議事日程 ※日程2は、非公開案件。ただし、議会の議決後に会議録公開。

- 1 報 告 1 「性の多様性を尊重する学校づくりのための指針」の策定について 【学校教育課】
- 2 議案第29号 令和6年度那覇市一般会計補正予算(第6号)に関する意見書について 【総務課】

会議録作成（総務課）

宮里教育長      ハイタイ。定刻となりましたので、これより令和6年度第12回教育委員会会議（定例会）を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。本日は、報告1件と議案1件となっております。議事録署名は、仲本委員にお願いいたします。

では、審議に入っていきますが、報告1「性の多様性を尊重する学校づくりのための指針の策定について」の説明をお願いいたします。比嘉学校教育部長、お願いいたします。

比嘉部長      よろしくお願いいたします。報告1「性の多様性を尊重する学校づくりのための指針の策定について」でございます。報告理由、すべての子ども達にとって、広く現代社会に存在する多種多様な価値観を多様なまま認め受け入れる態度の涵養に資するための指針として、新たに「性の多様性を尊重する学校づくりのための指針」を策定いたしましたので、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定に基づき、この案を提出いたします。指針の詳細につきましては、学校教育課担当よりご説明いたします。

宮里教育長      はい、よろしくお願いいたします。

上原指導主事      よろしくお願いします。お手元の資料、報告1－2の「性の多様性を尊重する学校づくりのための指針」をご覧ください。2枚目の目次におきまして、新しい指針の構成についてご説明いたします。

「1 はじめに」においては、本指針が出来るまでの経緯、または、本指針の役割等について説明しております。「2 L G B T等の用語に関する基礎知識」においては、レインボーなは宣言からの引用で基礎用語を説明しております。「3 性の多様性に係る人権教育の取組の経緯」においては、国や県の法律や条令、通知等に基づいた取組の経緯、また、那覇市の人権教育の現状などを説明しております。「4 L G B T等の児童生徒に対するきめ細やかな対応」においては、平成27年の文部科学省からの通知、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」に基づき、本指針が示すきめ細やかな対応の大枠としての取り組みを説明しております。また、その（4）におきましては、生徒指導提要进行を参考に、いじめ防止に関する記載を加えております。「5 学校における具体的な取組」においては、先程の4で示した「きめ細やかな対応」の大枠とは区別する形で、各学校において意識的に取り組んでもらいたい具体策を説明しております。

最後に、「6 教育委員会における取組」においては、委員会における支援や助言のあり方等について説明しております。

4ページをお願いいたします。後段にある「学校における具体的な取組」、5番のほうを読み合わせる形で進めて行きたいと思います。

「5 学校における具体的な取組、（1）相談しやすい雰囲気づくり及び相談を受けた際対応、L G B T等の児童生徒が安心して相談できるようにするために、日々の

児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、また授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行ったり（発達支持的生徒指導）、すべての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な取組を行ったり（課題予防的生徒指導）することで、性の多様性を尊重する雰囲気を醸成します。その上で、児童生徒から相談を受けた際は、相談されているという信頼を真摯に受け止め、プライバシーの尊重を最優先し本人の同意なく他に広まることのないように配慮します。相談に対して、学校として応じる場合には、教職員での情報共有について、本人からの理解を得ることが大切です。子どもから相談を受けた際のポイント、セクシュアリティを決めつけない。NG例、『きっと、貴方はT（トランスジェンダー）ですね』など。セクシュアリティを決めるのは本人である。『話してくれてありがとう』を伝える。何に困っているのかを聞く。支援、相談機関につながる情報を伝える。最適な対応は個別で異なるため、子どもとの対話の中で考える。（２）校則の検証と見直し、校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明出来ないような校則については、改めて学校の教育目標に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行います。さらに、校則によって教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ります。とくに中学校においては、すべての生徒が自認する性別の制服を着用できるよう事前の申請を必要としない制服選択制を取り入れます。（３）生活環境や学習環境の見直し、ア 施設の利用について、性自認は、成長に伴い考え方が変わることもあるため、施設の利用については本人の意向を尊重して対応します。トイレについては、本人の意向を尊重しながら、周囲の理解、施設面の制約等を踏まえ、教職員用トイレや多目的トイレの使用について検討します。また他の児童生徒とのトラブルが生じないように、必要に応じて事前対応を行います。更衣室については、本人の意向を尊重しながら、周囲の理解、施設面の制約等を踏まえ、空き教室、保健室、多目的トイレ等の利用を認めたり、時間帯をずらして使用させたりする工夫を取り入れます。イ 掲示物の色分けについては、児童生徒が毎日過ごす教室において、学級掲示物の男女別の表記または男女別の色分け等により、違和感を覚えたり困難を感じたりする児童生徒はいないか、注意を払います。ウ 学級活動や行事等における役割分担について、学級活動をはじめ、合唱コンクールや運動会、修学旅行等において、児童生徒には様々な役割が与えられる中、性別によって役割の選択肢が制限される場面では、極力本人の希望に沿えるよう対応します。固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みにもとづく言動を例、『荷物を運ぶ時はいつも〔男子手伝って〕』『生徒会長はいつも男子、女子は副会長』『合唱コンクールにおいて低音パートは男子、高音パートは女子』な

ど。エ 健康診断や身体測定について、健康診断や身体測定においては、本人等の意向を踏まえた上で、養護教諭は学校と相談しつつ個別に実施するなど、身体を見る（見られる）ことへの不快感もしくは苦痛を感じる児童生徒に配慮した対応を行います。オ 名簿や出席簿について、男女混合名簿（出席簿）を使用し、番号は五十音順、住所順等、各学校の実態に沿った順番で作成します。（４）教職員の人権意識の醸成、ＬＧＢＴ等の児童生徒には、自身のそういった状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、まずは教職員自身が性的マイノリティの理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、見た目の裏に潜む可能性を想像できる人権感覚を身に付けます。また、性的マイノリティを否定したり嫌悪したりするような児童生徒の発言に対して積極的に介入する姿勢を持ち、教科書等で扱われる典型的なジェンダー像や家族像に対し、それ以外の多様なあり方についても肯定的なメッセージを発するような指導に努めます。教職員として、悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努めることは当然であり、いかなる理由でもいじめや差別は許さない適切な生徒指導や人権教育等を推進することが求められます。そのためにも、全教職員で学習会・校内研修等を実施したり、「レインボーなは宣言」や「きめ細やかな対応の実施等」への理解を深めたりして、教職員一人一人がＬＧＢＴ等の児童生徒を含めたすべての児童生徒に対する人権意識を身に付けるよう努めます。（５）その他、卒業証明書等について、指導要録の記載については学齢簿の記載にもとづき行いつつ、卒業後に法にもとづく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応します。イ 保護者や地域との連携について、入学説明会や学校説明会等で学校の取組を説明したり、文章等で通知したりして、「性の多様性」への理解についてＰＴＡ等や関係機関との連携を図ります。」

読み合わせは以上とします。最後に、本指針の文案につきましては、那覇市総務部平和交流男女参画課那覇女性センターにも事前に確認していただく場を設け、いくつかの点でご意見をいただいたことを報告します。また、併せて報告１―３「学校におけるＬＧＢＴ等への配慮に関する指針」につきましては、今回の策定にあたり、これを廃止することを報告させていただきます。以上です。

宮里教育長      ありがとうございました。別添えということで、今、お話ししていた「学校におけるＬＧＢＴ等への配慮に関する指針」というのは、私が学校にいた時に出了ものですが、これはどちらかと言うと、男女混合名簿を導入するにあたり入ってきたものだったんですね。そこからだいぶ変わって、今回は全面改定というかね。これを廃止して、新しく策定するということを私からも申し加えます。はい、これに関して、ご質問等がございましたら、どうぞ。安里委員、お願いします。

安里委員      今、お話がございましたけれども、前回は、「学校におけるＬＧＢＴ等への配慮に

関する指針」ということで、これも資料としてありましたので、パッと目を通しました。今、おっしゃった通り、男女混合名簿の導入と、それによって、性の多様性を自然に、児童生徒が受け入れたりとか、男女区別なく接すること、そういった態度が育まれるんじゃないかというようなことでありました。今回、僕も振り返ってみたんですけれども、平成24年度に閣議決定をされた「自殺総合対策大綱」である程度取り上げられて、その中で「性的マイノリティ」について、無理解とか偏見とか、そういったことが1つ社会的な、大きな要因になっているのかなというのが話題になって、それで教職員の理解を促進するという一文が入ってきたという所なんですよ。それから平成29年度の「いじめ防止等のための基本的な方針」とか、そういう中でも、学校としても必要な対応についてどんなふうにしたら良いか、という一文が入って来たということと、新しい所で行くと、去年の12月には、先程ご説明ありました生徒指導提要、その中でも、教職員の理解を深めるというのは当然なんだよと、その上で生徒指導の観点からも、人権意識の醸成を図ることが大切だと、そういった流れの中で、今回、こういった指針で出されたというのは、凄く意義があることだなと思いました。それで、答えられる範囲で教えてもらいたいのは、前回の指針の中にも色々と校内支援とかありますけれども、どのように前回の指針を見直して、成果と課題というのを浮き上がらせて、今回につなげて行ったのかなという所がね。前回から何年か経っていますけれども、その辺の所、少しお話を聞かせてもらえればと思いますけど、いかがでしょうか。

宮里教育長      どうぞ。

上原指導主事   はい。報告1―3、旧LGBT等指針の3ページ後段に、校内支援の項目がありました。読んでいただくことで、確認出来ると思いますけれども、主に体制づくりという所を書いてありますが、一定学校での役割を果たしたものと理解しておりますが、様々な意見をもらう中で、やはり、この体制づくりの前に、基本的な支持的風土の確立という、こういうものをしっかり盛り込んで行くべきだというアドバイスをいただきまして、書きぶりを変えております。もちろんこの校内支援の体制を作ることは、とても重要なことを考えておりますが、これ以前に、そういうことをみんなで許容して行く雰囲気づくり、こういうものをしっかりと根付かせる必要があるということで、まとめているということです。

宮里教育長      安里委員、どうぞ。

安里委員      ありがとうございます。前回の資料を詳しく見た時に3ページで、校内支援というのが当然示されていて、その中で例えば、イ 相談窓口や支援体制を充実させるという文言、それから、ウには、保護者のための相談窓口や支援体制を充実させると。平成31年度当時、こういったものを充実させるということがあったので今回も、今、説明があったみたいに、学校における支援体制は、凄く重要だということなので、こ

の文面には表れなくても、前回その校内体制を充実させるというお話だったので、実際、今現在の学校現場ではどのように進捗されているのかなという所で、そういったものを踏まえて、実際に今回はこんな所を特に大事にしたいみたいなのがあればさらにね。学校現場としても。例えば学校現場では、こういったもので非常に苦戦していて、何ヵ年かやっているうちで中々この辺を旨く廻っていないんだと。なので、今回は、新しくリニューアルした中では、特にこの辺の所を重要視しているし、特にそういった関係の子ども達が先生に相談しやすい、そういった体制を作るというのは、凄く重要なんだというような所が具体的に入ってくる、もっと良いのかなと。紙面上ではこれでオッケイですけども、何処かで今後、各学校現場をサポートして行く時に、こういった視点も凄く重要なんじゃないのかなと思ったんですけども、その辺り、どうですか。

宮里教育長      どうぞ。

上原指導主事    支援体制相談窓口については、全国的な調査からも、学校の先生にカミングアウトする割合はほぼ無い、という情報を得ています。つまり相談体制や支援体制があったとしても、学校に、自分はこういう性的嗜好を持っていますと報告するようなケースは非常に限られているということがありましたので、もちろん、相談・支援体制は作りつつも、それ以前の支持的風土を作っていく、という所に重点があるというふうに考えています。ただ、窓口や支援体制については、新しい指針の3ページの前段、「学校における支援体制」という項目の中において、具体的な「ケース会議」、「支援委員会」、こういうものをしっかり立ち上げて、個別に対応するようにというような形の文言を入れ込んでいて、より具体的、個別的な対応が出来るように、学校に求めている所であります。以上です。

宮里教育長      安里委員、どうですか。

安里委員        分かりました。これから、ということですね。

宮里教育長      あと1つ、私が現場にいた経験からお話しますと、前回の指針は、L G B T等を知識として知る段階だったと思います。その時にこの指針が出て、結構、研修があって、こういう子達がいるんだよというのを、何て言うのかな、知る機会だったのかなと思います。今回の指針はそれを知ったうえで、前回までは、これをやってはいけないという上辺だけというか、今回はもっと深く入って人権そのものの、性じゃなくて人権という部分での指針に変わってきているなど、読んで感じました。だから今回、校則の部分をだいぶ入れているんですけども、個を大事にするところなのかなと、強く踏み込んだ指針、頑張ってくれたなと思います。この調査ですが、学校の先生にカミングアウトしないというのは、分かる気がしますね。二木委員、お願いします。

二木委員        凄く時代が変わったなという、とても良い意味で感じております。凄く頑張ってもらったし、この文章はどこに出しても恥ずかしくないと思っています。例えば、10

0年のうち、50年生きてきたとして、50年の中でどの位変わったかという、本当に例えば、色が赤から緑に代わるぐらい、凄くこの面は進歩したなど。女性差別だけを私は非常にこう、悲しみながら育った年代なんですけれども、LGBTということを知ったのも、実は多分25年位前にそういう概念を知って、エッと、思ったぐらいで、実際に患者さんとしてそういう方々と接するようになったのは、多分この15年に満たないぐらいですので、それで初めて自分にあった偏見というものを、かなぐり捨てざるを得ないというか、エッ、普通の人じゃん、私達と同じじゃんということに初めて気づいたというぐらい、私の職業、精神科医であってもそれぐらいこう、歩みが遅かった。教育の場というのが一番遅いかと思ったら、あのまあ、本当に遅いとは思いますがけれども、やっぱり先進的でなければならない、この教育の場でこういうことをちゃんと指針として、まとめて活かして行くということは、本当に必要なことだなど、今、それが出来つつあるということを心から嬉しく思っています。そして、非常に細かいことをお聞きします。例えばですね。男女混合名簿が、どの位浸透しているかということについて、那覇市は多分100%、小中学校は浸透していますよね。平成31年の指針の中では、30都道府県では小学校83.2%、中学校64.3%という男女混合名簿が、沖縄県ではまだ小学校28.6%とか、中学校21.6%という非常に低い、この辺の動きが良くなっているのか分かりますか。沖縄県全体で。

宮里教育長      どうぞ。

上原指導主事    明確なデータとしては、手元にないです。

宮里教育長      二木委員、どうぞ。

二木委員          そうですか。沖縄県は遅いんですかね。その辺どうなのでしょうね。これが普通でなければいけないと思っています。それから制服ですけど、非常に細かいんですけど、例えば、女性という性自認がなければスカートを選んではいけないとか、男性としての性自認がなければズボンを選んではいけないとか、その辺があまりにも硬すぎたら、やっぱり本当にカミングアウトも何もできないし、それ以前の問題になると思うんですけれど、その辺どうなっていますか。現実的に。

宮里教育長      5ページにも書かれていますか。

上原指導主事    5ページ、はい。

二木委員          どちらを選んでも良いとなっていますが、性自認との関係はどうなりますか。

宮里教育長      申請をしなくてもいいということですか。

上原指導主事    そうですね。これまでは学校に申請して、どちらかを選ぶという手続きがありましたが、今はこの手続きは基本的になし、自分がズボンを選んだらズボン、制服選択制を実施しております。

二木委員          これは、ズボンを選んだらずっとズボン、スカートならずっとスカートということですか。

上原指導主事 女の子がこのズボン型とスカート型の両方を購入するという例も聞いたことがあります。両方買うと高いので片方だけ、ということはあるようです。

宮里教育長 二木委員、どうぞ。

二木委員 まずは強制がないほうが良いなと思います。

上原指導主事 そうですね。

二木委員 それからもう一つ。児童生徒達へのLGBTだけではなくと思いますが、人権とか性に関わることとか、その辺を教えたり話し合ったりする授業が、どの位あるものでしょうか。

宮里教育長 どうぞ。

上原指導主事 各小中学校においては、毎月、人権の日の設定、実施ということをお願いしております。話題はたくさんあると思いますが、毎月の人権を考える日という時間帯の中で、学校の実状に応じて話題を設定しながら、その話題について深めているものと認識しております。その中でLGBTも触れています。

宮里教育長 二木委員、どうぞ。

二木委員 あともう一つ、当然、校長先生が非常に重要だと思います。校長先生がちゃんと士気を取らないと。那覇市の場合は女性の先生が多いので、割に良いとは思いますが、昭和世代の男性は、ほぼ絶対に、理解できないようなことなので、その辺の部分、学校の先生方への教育というか周知など、そういうことは、どの位ありますか。

宮里教育長 今年、研修をしていませんでしたか。

上原指導主事 研修は、毎年行っています。今回の策定については、まだ、周知していないので、周知方法については、しっかりと検討していきたいと思います。

宮里教育長 4月か5月でしたか、講師をお呼びして。

上原指導主事 夏休みのオンライン、オンデマンド型の研修でした。

宮里教育長 この研修の参加は、どなたでしたか。

上原指導主事 全小中学校の校長、教頭、生徒指導、人権担当、各学年の主任に見ていただいています。

宮里教育長 オンラインということですね。今回、このLGBT等のお話をよくなさる方がいるんですが、その方を呼んでの研修が夏休みにあったということです。これを機に、学校にこの講師の方を招聘して、授業を行っているところもあるようです。二木委員、どうぞ。

二木委員 当事者の方と会うと、目から鱗という、子ども達もそうだと思いますね。例えば、本物のピアニストが来て弾くと、目から鱗という体験と同じように、思いが通じると思います。

宮里教育長 ほかに、ございますか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 私もこれを読んで、凄く素晴らしい文章だなということを思いました。先程、教育長



や二木委員が言ったように、これは人権の問題なので広く、特に今回は、性自認のマイノリティということで、特別に取り上げていますけれど、広く人権の話ということですが、常々、やっぱり何度も文科省からおりてきている、校則の問題ですね。私もPTAとして学校にいた頃に、丁度その校則問題が、かなり通知としておりて来ていたので、是非、学校の中で毎年、生徒もPTAも含め年間を通して必ず年に1回は、子ども達と一緒に見直すという形で、PDCAサイクルが廻るようにお願いしますということで、その当時の生徒指導の先生がそういう形で、生徒会の子ども達と一緒に作ったんですけど、やっぱり、学校現場で優先順位が上がらなくてですね。新しい取り組みが定着しないんですよ。校長先生と生徒指導の先生がその年、代わってしまったので、私はずっと、そうなっていますよ、何月にはこれを生徒会で話し合うことになっています、何月には生徒総会で決まったことを話して、PTAで承認を得て、次年度に反映させるなどして、そうなっていますとずっと訴えていましたけど、結局、優先順位が現場で上がらなくて、取り組めなかったんですよ。だからやっぱり、校則の見直しというのを、現場で優先順位を上げられるように、少し後押しするのかな、本当に後回しにできない問題ですよって、校則の見直しは丁寧にやってくださいということ、もっと現場に真剣に取り組んでもらえるように、今年はやりましたか、どれ位の達成率ですか、子供の意見が取り入れられましたか、ということでしたら調査するなり、現場で子供の意見をきちんと取り入れた学校運営というのをやったのかということ、見直す機会というのを必ず設けられるようにしていただきたいということ、あとは、二木委員が先程心配されたように、制服を自分の見た目の身体的な性と違う制服を選ぶというのが、ちょっとしたカミングアウト的な感じに今はまだなっていて、子ども達はだいぶフランクになっていて、あの子はズボンが好きなんだねみたいなことで、結構、子どものほうが進歩的なのであんまり気にしないんですけど、子ども達でも何となく、こう、アウトィングみたいになっている所があるんですよ。もしかして、あの子そうなのかな、みたいな感じは、やっぱりあるんですよ。女の子がズボンを選ぶとかってというのがまだ少数なので。だからこの辺を、私は本当に制服に関しては、とっても言いたいことがあるんですけど、その地域の学校の伝統的な制服を残しつつも、これを直ぐに廃止するのって、OBとか地域の方の思いとか本当に色々あって、代えるというのは直ぐには難しいんですけど、例えば、市全体で第3の制服みたいな形で、ユニセックスなポロシャツとパンツスタイルという形で、そういう自分の学校の制服を着ても良いし、那覇市の統一されたような、少し緩い形の制服でもどっちでも良いですよ、自分の好きなほうを着てね、という形でちょっと安価な、本当にユニクロで売ってるような紺とかグレーとか、色彩が抑えられたようなポロシャツに黒いパンツだったら、何でも良いですよ、という形でね。凄くこだわりがある子達、着る物が凄く難しい子もいるので、自分の着やすい、自分の

好きな物で、こういうポロシャツと、こういう色見のズボンなら良いですよ、制服として認めましょう、という形で。そういうのがあると、今度は何が良いかって言うと、アウトティングにはならない、なりにくいっていうこともあるんですけど、転校した時とか、制服はよく言われるように、買い換えるのが大変なんですよ。もう1学期過ぎました、この子は学校行けません、ならもう隣の学校に転校させるかって、制服一式揃えたのに、もうちょっと頑張ってみないねって、親として言ってしまう所があるので、例えばその安価な第3の制服みたいなのがあれば、とりあえずその制服で、まずは転校先に行ってみようとか、そういうことも出来るので、少しその辺、私は制服のことはそういうふうに考えますけど、今現在、子供である中学生がどう考えるかということもありますし、保護者の方々がどう考えるかということもありますので、学校それぞれの取り組みだけではなくて、もう少し那覇市全体として、アウトティングにならないような制服の取り組み方とか、経済的なことも含めて、校則のことはもう少し広く、学校現場だけに任せるだけではなくて、もうちょっと広く話し合いがあっても良いかなと、常々思っております。以上です。

宮里教育長      ありがとうございました。山城委員も、何か。

山城委員      今の仲本委員の話と繋がりますけど、新しい指針の3ページ、「学校生活での各場面での支援」ですけれども、これを、対象者もそれ以外の児童生徒も理解するのというのは、だいぶ時間がかかるだろうなと思います。では、どういうふうにしてその方向に、自然に出来るように持って行くかを考えないといけないのかなと思います。今の制服の話、仲本委員がお話ししてくれましたけれども、例えば、トイレとかね。簡単には準備できない。水泳とかも。多分、こういうことが出来る対象者の生徒って、少ないだろうなという感じがするんです。自然に持って行けるような感じ、普通に持って行けるような感じ、この浸透策があった方が良いんじゃないかなと思います。指針は、どちらかと言うとマニュアル的な、何かあった時にこうしなさいという感じになっていますけれども、それが自然に持って行けるようにというのが必要かなと思います。以上です。

宮里教育長      考えていきましょうね。それでは、全ての質問等は終了ということで、報告1「性の多様性を尊重する学校づくりのための指針の策定について」、終了したいと思います。お疲れ様でした。

ここで非公開について諮りたいと思います。議案第29号は、議会へ提案前の内容が含まれるため、非公開とすることが適当であると思われます。ただし、議案29号の会議録は議会の議決後に公開したいと思います。議案第29号を非公開として、よろしいですか。

委員全員      異議なし。

宮里教育長      異議なしということで、議案第29号を非公開といたします。関係者以外は、退席

をお願いいたします。

～ 非公開（議会議決後公開）～

宮里教育長      では、議案第29号「令和6年度那覇市一般会計補正予算(第6号)に関する意見書について」を議題といたします。稲福生涯学習部長、よろしくお願いいたします。

稲福部長      議案第29号の提案について、ご説明します。令和6年度那覇市一般会計補正予算(第6号)に関する市長への意見申し出について、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に基づき、この案を提出いたします。なお、この第6号につきましては、11月の定例議会で提出予定となっています。内容については、総務課からご説明させていただきます。

宮里教育長      総務課 上原主任主事、よろしくお願いいたします。

上原主任主事    お願いします。お手元の別冊参考資料、横長の資料をご覧ください。今回の補正につきましては、教育委員会全課から提出がございます。資料に付番の1ページをご覧ください。

こちらは歳入予算となっております。歳入予算につきましては3課より提出があり、合計3,503万9千円の増額となっております。次に、2ページから13ページは歳出予算となっております。歳出予算につきましては、全課より42事業の提出があり、合計2億353万1千円の増額となっております。また、本補正においては会計年度任用職員の報酬改定に伴う増額を全課において行っており、42事業のうち27事業は、これに関連する事業となっております。以上が、第6号補正の概要となります。続いて各所属からの説明及び質疑応答に移ります。説明順についてですが、初めに、総務課から会計年度任用職員の報酬改定関係の説明・質疑を行います。総務課以降の所属の説明におきましては、同様の内容となりますので、会計年度任用職員の報酬改定関係の説明は、省略させていただきたいと思います。また、これまでは歳出予算に記載されている所属の順で説明をお願いしておりましたが、今回からは、出先機関を先に説明を行いたいと思います。資料が前後してしまいましたが、今回の説明順は、まず初めに総務課から会計年度関係の説明、続いて出先機関からの説明、続いて本庁内各課の順番になりますので、よろしくお願いいたします。それでは、総務課からご説明をお願いします。

平良課長      総務課でございます。よろしくお願いいたします。11月議会に上程いたします補正予算のうち、人件費につきましては、教育委員会全課分を取りまとめて総務課でご説明いたします。議会の11月定例会にて、会計年度任用職員の給与及び報酬等について、条例の改正を予定しており、それに伴い、会計年度任用職員の給料及び報酬等が改定されます。11月議会(定例会)で条例が改正されると報酬額が増額となり、令和6年4月勤務分にさかのぼり、支給の対象となる予定でございます。その改定差額について、補正予算を計上している所でございます。改定に伴う人権費等の説明に

つきましては、一括して総務課で行わせていただきます。補正予算の計上は、学校給食センターを除く、全ての所属となっております。それでは順番にご説明いたします。令和6年度那覇市一般会計補正予算説明資料の2ページをご覧ください。

総務課でございます。「No, 1 職員管理関連事業」でございます。1, 496万2千円の増額です。報酬等の増額に連動しまして、共済費も増額いたします。こちらは、沖縄特別振興推進市町村交付金対象事業を除く、教育委員会で雇用されております会計年度任用職員の共済費増額分でございます。続きまして「No, 2 小学校管理事務費」、1, 560万3千円の増額、「No, 3 中学校管理事務費」、1, 151万2千円の増額、こちらは小中学校へ配置している用務員や学校事務補助員等の増額改定に伴う差額分となっております。

続きまして3ページ、生涯学習課でございます。「No, 4 社会教育指導員」、こちらは社会教育指導員に係る報酬等の増額231万6千円、「No, 5 はたちの記念事業」、こちらは青少年育成事業補助員に係る報酬等5万3千円の増額。続きまして「No, 7 人材育成支援センターまーいまいNaha管理運営事業」、こちらは人材育成支援員、図書室専任員、図書室カウンター要員に係る報酬等129万9千円の増額。

続きまして市民スポーツ課です。4ページをご覧ください。「No, 8 学校体育施設開放事業」、学校体育施設開放事務連絡員に係る報酬等32万1千円、「No, 9 那覇市健康ウォーキング推進事業」、ウォーキング推進事業補助員に係る報酬等13万3千円の増額補正となっております。

続きまして施設課でございます。5ページをご覧ください。「No, 12 環境整備員配置事業」、こちらは環境整備員に係る報酬112万9千円の増額補正でございます。

続きまして中央公民館です。6ページ、「No, 15 公民館管理運営事業」、こちらはプラネタリウム操作技師に係る報酬等増額補正として、49万6千円を計上しております。

中央図書館、7ページでございます。「No, 18 図書館運営事業」、説明欄をご覧ください。今回の改定に伴う補正金額は、851万2千円、図書館専任員、カウンター要員の報酬等に係るものでございます。

続きまして学校教育課でございます。次のページをご覧ください。学校教育課でございます。「No, 20 一般事務費」、学習支援事務員の報酬等に係る増額補正として34万4千円、「No, 22 特別支援教育充実事業(小中学校)」、こちらは特別支援教育補助員及び保健師に係る報酬等の増額補正として3, 077万4千円、「No, 23 教員業務支援員配置事業」、こちらは教員業務支援員の報酬等に係る増額補正として1, 314万7千円。「No, 24 小学校英語指導員配置事業」、14万5千円及び次のページの「No, 26 中学校英語指導員配置事業」、3万8千円、こちら

も英語指導員の共済費等の部分となります。「No, 25 中学校部活動指導員配置事業」、部活動指導員の手当等として5千円増額補正となっております。

次に教育相談課、「No, 28 子ども寄添支援員（スクールソーシャルワーカー）配置事業」、説明欄のうち、子ども寄添支援員の報酬改定等に伴う補正額は26万7千8百円となります。「No, 29 自立支援教室（むぎほ学級）事業」、説明欄をご覧ください。むぎほ学級支援員の報酬改定に伴う共済費等の増額12万4千円、またこの際、併せて報酬の執行実績による減額100万円と、他に人件費以外の減額補正を行っております。「No, 30 学習支援室事業」、学習支援にあたる教諭の報酬等として、補正額のうち8万7千4百円が人件費としての増額分でございます。「No, 31 自立自然教室（きら星学級）事業」、きら星学級支援員の報酬として、24万9千2百円の増額補正となっております。次のページにうつりまして、「No, 32 校内自立支援室事業」、校内自立支援室支援員の報酬等12万4千3百円の増額、「No, 34 街頭指導事業」、街頭指導員の報酬等として8万4千1百円に、実績による手当の減額60万円があり、差し引き2万4千1百円の増額となっております。

学務課でございます。「No, 35 一般事務費」、財務会計入力支援員の報酬等として、10万7千1百円の増額補正でございます。

続きまして学校給食課です。12ページをご覧ください。「No, 36 一般事務費（保健）」、学校給食課事務員及び給食センター事務員の報酬等に係る増額補正として、8万8千6百3円、「No, 37 学校給食職員関係費」、調理員の報酬等に係る増額補正7万7千0百5円となっております。

最後に教育研究所でございます。13ページをご覧ください。「No, 41 一般事務費」、情報機器保守点検指導員、図書室事務員、研修事務員の報酬等に係る増額補正2万0千5百円となっております。

以上、11課27事業の内訳でございます。教育委員会全体では、約1億2,200万円程の増額補正となります。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

宮里教育長      ありがとうございました。沢山の人が子ども達に関わっているということですけど、この件に関して、ご質問ありますか。安里委員、お願いします。

安里委員      説明、ありがとうございます。今回、この会計年度任用職員の報酬の改定に伴う増額ということで、それに関係して27事業あるということですが、この報酬等の増額というのは、勤勉手当ということですか。

宮里教育長      お願いします。

平良課長      お答えいたします。勤勉手当、期末手当、それから通常の報酬、月額とか日額とか、時給などが増額ということになりますので、それを4月までさかのぼった分ということになっております。

宮里教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 ちょっと教えてもらいたいですけれども、これは総務省から、そういった改定をしますよということになって、一般財源から対応するということですが、これは、そういうふうにして対応してくださいということなのか、あるいは何か、条例を改定して対応して行くのかという、この辺、どうですか。

宮里教育長 総務課、平良課長、どうぞ。

平良課長 改定幅などは、国のもの等を参考にいたしますが、実質的には条例の改正を行いまして、この改正に伴い給料表が改正されますので、この差額の積み上げということになります。

宮里教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 分かりました。あと1点、12ページの「No. 40 給食センター設備整備事業」がありますけれども、その中で、国庫支出金について、国庫支出金というのは、ある程度、国が地方に対して支出する負担金みたいな、使い道は決まっている、というふうにして解釈していますけど、併せて一般財源からも支出すると。一般財源に関しては地方交付税などが含まれているので、ある程度、緩やかにということですが、素人で考えると、そうであれば、国庫支出金で全て補っても良いんじゃないかと思うんですけど、その辺は、何か縛りみたいなものはあるんですか。

宮里教育長 大丈夫ですか。学校給食課が答えますか。

平良課長 そうですね。この「No. 40 給食センター設備整備事業」につきましては、人件費ではないものですから、後ほど、学校給食課からご説明があるかと思いますが、一般的には、国や県の補助金、支出金等につきましては、大体、総事業費に対しての補助率みたいなものが決まっております、もちろん100%補助もありますし、半分の補助とか、三分の一の補助等がありまして、それ以外の分は、一般財源等で予算計上するというような、財源の内訳になっております。

宮里教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 よく分かりました。ありがとうございます。

宮里教育長 ほかにありますか。一つだけ、「No. 22 特別支援教育充実事業(小中学校)」は、多分、3,000万ですね。300万と聞こえたような気がしましたが。

平良課長 失礼いたしました。3,077万4千円です。

宮里教育長 分かりました。よろしくお願いします。ほかにもございますか。大丈夫でしょうか。総務課、どうも、ありがとうございました。次は、中央公民館をお願いします。

伊禮館長 中央公民館でございます。よろしくお願いします。説明資料の1ページをご覧ください。歳入の補正がございます。教育費雑入ですが、小祿南公民館・図書館の外壁改修工事の現場事務所で使用する電気・水道に係る料金の徴収となります。歳入に関しては以上です。6ページをご覧ください。「No. 16 施設維持管理費」につつまし

ては、先程の電気・水道使用料金を充当するための財源更正となります。財源の内訳の変更です。「No, 17 小禄南公民館・図書館高効率照明整備事業」につきましては、照明をLED化するための実施設計について、補正となります。現在予定されています石嶺・若狭・繁多川・ほしぞらの4施設のLED化工事に小禄南も併せて工事を行うため、今年度で実施設計を行います。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

宮里教育長 何かご質問はありますか。仲本委員、どうぞ。

仲本委員 全然、予算の話ではないですが、これは多分、LED化をすると恐らく電気代が少し、長期的には安くなるということで、環境負荷がだいぶ下がるということかと思いますが、教育委員会全体とか、那覇市役所全体で取り組む1年の事業の中で、どれ位CO<sub>2</sub>を削減しましたよとか、環境負荷に対してどれ位、事業を進めることが出来ましたよとか、そういうことは市長部局とか、どこかがコントロールしていますか。

稲福部長 市は、環境部で対応しています。教育委員会は、総務課で対応することになります。

仲本委員 総務課ですね。環境負荷がだいぶ減るのかなと思いました。ありがとうございます。

宮里教育長 では、ご質問ございませんか。はい、ありがとうございました。

上原主任主事 続いて、中央図書館からお願いします。

宮里教育長 お願いします。

島袋館長 では、7ページをご覧ください。歳出ですけど、「No, 18 図書館運営事業」につきましては、今回補正増ですが、3つの要因があります。まず1つ目は、図書館協議会委員の報酬が不足したためのものと、2つ目が会計年度任用職員の給料表改定に伴うものです。そして3つ目が、電気料金が不足する見込みがあるための増額です。それから「No, 19 首里公民館・図書館長寿命化事業に伴う備品等搬出入事業」は、新規事業となります。生涯学習課の事業として、令和7年度に長寿命化を図るための工事を行います。工事をスムーズに執行するため、中にある備品類を事前にすべて館外に搬出する必要があります。これら備品類を一時保管する場所として、首里中と壺屋小の、今は使用されていない給食室を活用します。現在、この給食室には厨房機器類が残されているため、これを撤去するための補正となります。なお、備品類の搬出費用については、次年度の当初予算で計上する予定です。以上で説明を終わります。

宮里教育長 今の件に関して、ご質問、ご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。大丈夫ですか。それでは教育相談課、よろしくお願いいたします。

上江洲課長 教育相談課です。11月補正について、説明させていただきます。10ページをご覧ください。「No, 29 子ども寄添支援員（スクールソーシャルワーカー）配置事業」に関しましては、会計年度任用職員の報酬と通勤費、バス賃の値上げに伴う通勤手当の増額、タクシー運賃等の値上げに伴う増額でございます。それから次の「No, 31 自立支援教室（むぎほ学級）事業」に関しまして、公用車リース入札不調に伴う実績残

でございます。実績の減額でございます。続きまして、「No, 3 1 自立支援教室(きら星学級)事業」に関しましては、タクシー運賃等の値上げに伴う増額でございます。続きまして、11ページ「No, 3 2 校内自立支援教室事業」は、会計年度任用職員の報酬改定のため、次に移ります。「No, 3 3 那覇中学校駐車スペース拡張事業」に関しましては、教育相談課公用車8台について民間駐車場を借りて駐車しているところでございますが、次年度は契約が出来ないような見込みがあるため、那覇中学校の空きスペースに今は小屋がありますけれども、そちらを撤去しまして駐車スペースを整備する事業でございます。319万円の補正増となります。以上が、教育相談課の11月補正の説明となります。

宮里教育長      ありがとうございます。会計年度任用職員の給料表改定の件は、総務課がお話しましたれど、一番人数が多い教育相談課ですが、それ以外のものを今、説明していただきました。何か、ご質問等ありますか。仲本委員、お願いします。

仲本委員      那覇中学校の駐車スペースは、今は何も生徒の活動にも使っていないところですか。

上江洲課長      以前は温室として整備した、まあまあの広さがある小屋がありまして、今、現在は廃棄する備品等を、廃棄するまでの間保管しているものであります。その備品等に関しましては、4階に余裕教室がありまして、こちらを活用することになります。

仲本委員      現在は、生徒の活動に使っているスペースではないということですね。運動場を少し狭くするとか、そういうことではなくて。

上江洲課長      そういうことではないです。運動場とはまた、離れた場所にあります。

稲福部長      既存の駐車場スペースの一角にある温室を解体して、駐車スペースを確保することになります。

仲本委員      職員用の駐車場なので、生徒の出入りする側の校門側ではないところから、車が入りするということですか。

稲福部長      従前の職員駐車場側からの出入りになります。安全面での影響もありません。

仲本委員      分かりました。

宮里教育長      ほかにも、ございますか。大丈夫ですか。ありがとうございます。学校給食課、お願いします。

島袋課長      学校給食課でございます。よろしく願いいたします。説明資料の1ページをご覧くださいませでしょうか。歳入予算につきまして、15款 国庫支出金、6節 保健体育費補助金、細節01 特定防衛施設周辺整備調整交付金2,667万円の増額要求をしております。こちらは給食センター設備整備事業の消毒保管機購入に係る交付金でございます。説明資料の12ページをご覧くださいませでしょうか。歳出予算につきまして、ご説明いたします。「No, 3 8 給食センター管理運営費」については、備品修繕料の不足に伴う増額要求でございます。備品については購入から10年以上が経過し、不具合や使用停止しており、修繕しなければ給食の提供に支障をきたすも



のでございます。「No, 39 給食センター施設維持管理費」については、施設修繕料の不足に伴う増額要求でございます。空調機やエアーカーテン、高圧引き込み開閉器盤の修繕を予定しております。「No, 40 給食センター設備整備事業」については、首里学校給食センター及び小禄学校給食センターの消毒保管機入替の増額要求でございます。消毒保管機は、食器等を消毒、滅菌し衛生的に保管するために必要で、この設備がないと給食の提供が不可になる恐れがあります。いずれの設備も35年を経過し部品等がなく、修繕がかなり困難な状況となっておりますので、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、入れ替えを計画しております。説明は、以上でございます。

宮里教育長 はい、大丈夫ですか。安里委員、どうぞ。

安里委員 先程、総務課から丁寧に質問に答えていただいて理解しましたけれども、国庫支出金はどちらかと言うと、国が地方に支出する負担金みたいな、使い勝手が決まっているということがあるのかなと思って、あと、一般財源というのは、使途が特定されず地方交付税のような中で、この「No, 40 給食センター設備整備事業」においては、国庫支出金と一般財源を併せて補っていくという話ですけど、僕が質問したのは、そうであれば全部、国庫支出金で補っても良いんじゃないかと、何かルールがあるのでしょうかという話でした。この説明の所を見ると、特定防衛施設周辺の調整交付金となるから、こういったものを活用しているのかなと思ったんですけども。どうでしょうか。

島袋課長 先程、平良総務課長から、一般的な補助金のご説明があったと聞いております。こちらの特定防衛施設周辺整備調整交付金についてはですね。この特定防衛施設として、那覇港、那覇の港ですね。那覇港に所在する防衛施設が指定されております。那覇市が、特定防衛施設関連市町村として指定されております。その那覇市に、一定の交付金が充てられております。その交付の要綱、要件に合う事業を企画調整課が抽出してですね。那覇市に充てられたこの交付金の中で、この事業にはいくら、この事業にはいくらという形で、交付金が充てられている状況でございます。当該事業については、9割の交付金が充てられております。事業によっては、充てている交付金の額は異なってくるということになります。

宮里教育長 どうぞ。

稲福部長 補足します。「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」という法律があります。防衛省の補助金メニューがいくつかありますが、那覇市全体でこの補助金メニューを使えることになっていて、この事業がメニューの一つにあたるということで、今回の補正予算に計上しています。あとから出ますけれども、施設課も同じ様な事業でエントリーしています。

安里委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

宮里教育長      ほかにもありますか。大丈夫ですか。大丈夫なようですので、はい、ありがとうございました。はい、それでは、教育研究所、よろしくお願いいたします。

棚原所長      それでは教育研究所分を説明致します。令和6年度那覇市一般会計補正予算(第6号)説明資料、那覇市教育委員会関係分、13ページをご覧ください。教育研究所の歳出補正額については、369万円でございます。「No.42 学校パソコン保守管理事業」でございますが、小中学校のパソコンや電子黒板等の情報機器について、修繕等の保守業務を行っている事業でございます。7月以降、バッテリー劣化による指導者用ノートPCの修繕が急増しており、今後も、修繕依頼の増加が見込まれます。また、小学校3・4年生の普通教室へ配置している電子黒板については、保守契約が終了しているため、故障した場合には、引き続き有償での修繕を行う必要があります。上半期の実績と同程度の修繕が見込まれ、1月以降の修繕料が不足することが予想されるため、164万円を増額補正するものとなります。以上でございます。

宮里教育長      ありがとうございます。今、新しい電子黒板は、何学年にこれから配置されますか。1・2年生はおわりましたか。

上原主幹      1・2年生分は今年度の7月、夏休みに配置されて、5年生分は前年度、令和5年度に配置されています。これから3年生分の入札を予定しています。

宮里教育長      ほかにも何かありますか。仲本委員、どうぞ。

仲本委員      今回のこのパソコン修繕の件ではないですけど、少し前に浦添市の教育委員会の方と教科書改訂に伴う指導者、教員用の指導書の購入で、ちょっと話題になっていたんですけど、あの辺り那覇市はどのような感じですか。来年は、中学も教科書が替わるので、そのあたりの予算要求とか、教育研究所ではないですか。

宮里教育長      研究所ではないですね。

学校教育部長   学校教育課になります。4箇所分割して購入しています。

仲本委員      一括で買っているわけではないということですね。

稲福部長      次年度の当初予算で計上することになります。

仲本委員      教育研究所の分野だと思っていました。分かりました。ありがとうございます。

宮里教育長      二木委員、どうぞ。

二木委員      電子黒板とかノートパソコンは、学校の備品という訳ではなくて、研究所が負担するとか、管轄になるんですね。学校教育課での予算要求ではなくて。

宮里教育長      学校備品ではありますが、研究所が予算要求することになります。情報支援グループというのが研究所の中にあるので、研究所が要求すると。

上原主幹      ICT機器につきましては、研究所の情報支援グループが対応することになります。

宮里教育長      ほかにもございますか。この間、聞いたら、バッテリーの部分の劣化が結構、出ているということでした。

上原主幹      パソコン関連で、バッテリーの劣化に伴って修繕依頼が増えているという印象があ

ります。

宮里教育長      ということでの先程の要求となります。よろしいでしょうか。どうも、ありがとうございました。では、生涯学習課、よろしくお願いいたします。

松田課長      ハイサイ、生涯学習課です。よろしくお願いいたします。それでは議案第29号「令和6年度那覇市一般会計補正予算(第6号)に関する意見書について」、生涯学習課分について、お手元の資料に沿ってご説明いたします。歳入はございませんので、3ページをご覧ください。今回の補正予算は4件計上しておりますけれども、そのうちNo.4、No.5、No.7につきましては、会計年度任用職員の給料表改定に伴うものですので、割愛させていただきます。「No.6 総合的な学校開放推進事業」ですけれども、こちらは、地域学校連携施設の空調機の修繕を実施するための増額要求となっております。空調機の稼働時期は、既に終了を迎えておりますけれども、次年度の稼働時期に備えるために、空調機の修繕を実施したいと考えております。今回、4校で471万3千円の増額となっております。対象校は、真和志小、大道小、曙小、さつき小を予定しております。以上、生涯学習課の事業概要でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

宮里教育長      今回の9月議会で、質問があつてのこの動きですよね。すぐ対応しているのかと思います。

稲福部長      年度当初も要求しておりましたが、つかなかつた経緯があります。今回の補正で計上しますが、毎年当初予算では計上してきているものです。

宮里教育長      査定落ちすることがあるということですね。ほかにもありますか。大丈夫ですか。はい、ありがとうございました。休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

宮里教育長      休憩を解きたいと思います。市民スポーツ課、よろしくお願いします。

富名腰副参事      よろしくお願いします。令和6年度那覇市一般会計補正予算(第6号)中、市民スポーツ課分につきまして、ご説明いたします。資料の4ページをご覧ください。市民スポーツ課「No.8 学校体育施設開放事業」及び「No.9 那覇市健康ウォーキング推進事業」につきましては、会計年度任用職員の報酬改定に伴う増額でございます。次に、「No.10 体育施設管理運営事業(奥武山)」についてご説明いたします。奥武山体育施設に設置されている監視カメラについて、経年劣化によりレコーダーが故障し録画記録が出来ない状況になっております。施設の安全な管理運営のため、早急に修繕が必要なことから、67万1千円を増額補正するものです。説明は、以上となります。よろしくご審議の程、よろしくお願いいたします。

宮里教育長      では、質問等、ありますでしょうか。大丈夫ですか。大丈夫でしょうか。はい、分かりました。はい、ありがとうございました。施設課、よろしくお願いいたします。

上原課長 施設課でございます。よろしくお願いいたします。お手元の資料、令和6年度那覇市一般会計補正予算(第6号)説明資料をご覧ください。まず資料の1ページ目、施設課の歳入につきましては、15款 国庫支出金、2項5目2節中学校費補助金、04細節 特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額補正がございます。810万円の増額補正となっておりますが、こちらは「No, 14 中学校防犯カメラ設置事業」の充当財源となっております。ちなみに、充当率は90%でございます。続きまして、歳出につきましてご説明させていただきます。歳出の5ページ、「No, 11 施設維持管理費(小学校)」と、「No, 13 施設維持管理費(中学校)」の光熱費でございます。及び「No, 12 環境整備員配置事業」の報酬と職員手当等の増額、「No, 14 中学校防犯カメラ設置事業」の追加による歳出の補正でございます。はじめに「No, 11 施設維持管理費(小学校)」及び「No, 13 施設維持管理費(中学校)」につきましては、今年度の電気と都市ガスの単価や使用する量が想定より多くなっていることから、事業費の不足が見込まれるため、小学校におきましては、1,286万1千円、中学校におきましては、996万7千円を増額補正するものでございます。続きまして、「No, 14 中学校防犯カメラ設置事業」でございますが、昨今の学校施設においては、不法侵入や器物損壊等の発生が確認されていることから、児童生徒が安全で安心できる教育環境を確保することを目的に、犯罪行為の抑止効果が期待できる防犯カメラを設置する事業で、今回、6校の経費を追加し900万円を増額補正するものでございます。次に、「No, 12 環境整備員配置事業」につきましては、会計年度任用職員の報酬増額でございますが、先程、総務課よりご説明がございましたので、割愛させていただきます。以上が施設課の11月補正のご説明でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

宮里教育長 はい、防犯カメラ設置ということですから、9月議会では、2人の議員から質問がありました。

上原課長 そうですね。

宮里教育長 この件でご質問とかあります。仲本委員、お願いします。

仲本委員 カメラは本当に、付けていただきたい。もうずっと、心配ではあったものなので、前に進んだのは良いことだなと思います。加えて、やはりこの人感センサーですか。光でパッと、侵入者が入ったね、みたいな。カメラがあるということで抑止にもなるかも知れないんですけど、この不法侵入を威嚇するという意味で、音はちょっと周りの影響も大きいので、人感センサー的なものも考慮していただきたい。特に、部活動で遅くまで残る子ども達の控室ですね。部活の部室とか着替える所とか、ちょっと校内に教職員の目が少なくなってくる時間帯に、部活動の着替える所は押し並べて端っこにあたりするので、本当に怖くてですね。夕方、冬場なると、ちょっと薄暗くもなるので、神原中学校も何度か、女の子の制服が盗まれたものですから、何年か

前に、もう４年位前かな、教育委員会に防犯カメラを付けてもらいましたが、やっぱり心配、物が盗まれるだけなら良いんだけど、子どもに何かね、人災的なことがあると困るので、威嚇するためのこういう人感センサーみたいなものも、今後、また考えていただきたい。特に子どもが出入りする所に関しては、そういうものまで含めた形で。例えば那覇警察署と一緒に、どの辺が子どもの動線か、外からの入りやすさなどでリスクが高い場所なのかも見てもらいながら、効果のある防犯というのを、対策していただきたいなと思います。

宮里教育長 はい。

稲福部長 防犯カメラ設置についても２年前から実計要求していますけれど、厳しい状況です。今回、議会での後押しがあったことや財源も出て来たことから、先程の防衛施設の補助金メニューを活用して設置しようということで、今回、計上しています。次年度以降もそういう形で検討していますが、全校に設置するとなると凄くお金がかかるものですから、段階的に数年かけて進めていこうと思っています。ただ、全校すべてをカバーするとなるととてつもない金額になるため、まずは門扉に向かったの入口ですね。そこを抑止、入口で防止するというのをまず前提に少しずつ設置して、次のステップとして充実していければと思います。ただ置くだけでは、外に向けると個人情報保護の観点もあると思いますし、また、これを誰が管理するのか、学校の負担になるのかという観点や、施設を地域開放した場合に、どのタイミングでセンサーを入れるのかというような、課題が色々出てきますので、この辺りを検証しながら取り組んで行きたいと思います。とりあえず今回は、カメラを設置するという事で動き出したので、これはとても嬉しいことだと思います。

仲本委員 神原中学校は、消防署の向こう側にある一方通行のところが薄暗かったので、ＰＴＡが主体、母体となって、那覇市に保守灯設置の補助申請をして３つ建てました。薄暗くて、子ども達の出入りする所ということで。壺屋小学校のＰＴＡが主体となって付けていたので。通常は多分、自治会がやっていると思いますけれど、補助金申請すると、ほとんど手出しがないんですよ。出すんですけど、年度末に補助金として戻って来る。ほとんど手出しはないので、ＰＴＡが主体になっても付けても補助金として下ろしてもらえるという、そういう取り組みも出来ますよということで、学校のＰＴＡに情報提供をしながら、ＰＴＡの主催で出来ることがありますよという形で、情報提供していただけたらと思います。

宮里教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 今、お話があるみたいに、生徒の安全・安心という立場では、防犯カメラの設置は凄く重要なことだと思います。今回は、国庫資金から８１０万円、これは上限９割なのかな。一般財源は後で補うということで、部長からもありましたけれども、まだ全校はカバーしていないけれども、こういったシステムを活用しながら、子ども達の

安全・安心に取り組んで行くということだと思います。どうぞ引き続き、国の予算も上手に活用しながらですね。出来たら良いのかなと思いました。先程、部長からもありましたけれども、どの辺に設置したらいちばん効果的なのかなと思いました。まずは出入口からということになって行くのでしょうか。それが、凄く重要ななと思いました。はい、ありがとうございます。またよろしく願いいたします。

宮里教育長 中学校も決めていましたね。中学校は、やはり気になるという声があがっていて、色々と考えているようです。

安里委員 はい、ありがとうございます。

宮里教育長 二木委員、どうぞ。

二木委員 この出入口の防犯カメラというのを、例えば、公道に向けてなのか、学校内に向けてなのかとか、今、街の中にどの位の公的な防犯カメラがあるのか分かりませんが、それによっては例えば警察、その辺との交渉ということはあるんですか。

稲福部長 交渉はないと思いますが、基本的には学校敷地内から撮る形になると思います。

二木委員 敷地内から外に向けて。

稲福部長 学校敷地内に向けて、になると思います。校舎に向けてとか。

二木委員 学校敷地内に設置して、公道を確認できるように。

教育長 敷地内へ出入りする方々の確認ですよ。

稲福部長 公道を確認するというよりは、敷地内への出入りの確認を行うことになります。どういった方が出入りしたかの確認ができれば。公道を撮ることは少し検討しなければいけません。敷地内は権限がありますので。

二木委員 家の中、個人宅に防犯カメラを設置していますけれども、時々、うちの近辺で盗難とか起こると、警察が協力を求めて来るんですね。是非、見せてくださいと言って。結構、そういう形で警察は、あてにしている所があるだろうなと思って、もちろん、協力はするんですけれども。警察署は今、どの位ちゃんとやっているのかなと、学校みたいな公共の場を守るのは警察の役目でもあるので、教育予算からというよりは、もう少しまた別の形の防犯があっても良いのかなと思いました。でも、設置すること自体には、賛成です。

宮里教育長 ありがとうございます。こども園でしたか、この出入りする場所にうち向けに設置していると聞きました。はい、大丈夫でしょうか。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。学校教育課、よろしく願いいたします。

濱川課長 はい、よろしく願いいたします。令和6年度那覇市一般会計補正予算（第6号）のうち、学校教育課分についてご説明申し上げます。資料の8ページから9ページとなります。学校教育課からは、増額補正7事業、減額補正1事業、合計8事業で4,660万4千円の増額補正を行います。増額補正7事業のうち、6事業が会計年度任用職員の条例改正に伴うものとなっており、今回は、それ以外の事業についてご説明

いたします。

8 ページ、「No, 2 1 児童・生徒の県外派遣旅費補助金（大会派遣）」につきましては、学校教育の一環としての運動競技及び文化的活動において、児童生徒が県大会の成績により県外大会へ派遣される場合に、旅費の一部を補助する事業となります。今後開催される大会の派遣について、過去の実績から推計したところ、今年度の申請件数は増加しており、当初見込みの派遣人数を超える見込みがあること、また、令和 5 年度上半期の実績として、航空運賃及び補助対象者の児童生徒の就学援助の認定率が上昇していることから、3 6 7 万 6 千円の増額補正を行うものでございます。

続いて 9 ページをお願いします。「No, 2 7 採点システム導入事業」につきましては、中学校の採点システムの賃借料となり、複数社からの見積書をもとに予算を計上しておりましたが、契約実績による不用金額が生じたため、1 5 2 万 5 千円の減額補正を行なうものでございます。学校教育課からの説明は、以上でございます。

宮里教育長 はい、ありがとうございます。今の件で、ご質問等がありますか。大丈夫ですか。  
はい、大丈夫ということで、ありがとうございます。休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

宮里教育長 再開します。総務課から意見書の説明をよろしくお願いいたします。

上原主任主事 よろしく申し上げます。各課からの説明内容を受けまして、意見書の説明を行います。縦長の資料、教育委員会会議かがみに付番の 2 から 3 ページ目、意見書をご覧ください。それでは、読み上げます。

令和 6 年度那覇市一般会計補正予算（第 6 号）に関する意見書、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく、令和 6 年度那覇市一般会計補正予算（第 6 号）についての意見は、次のとおりです。

今回の教育委員会の補正予算は、給食センターの設備整備に関する事業や那覇市立中学校への防犯カメラ設置に関する事業、地域学校連携施設の空調機修繕に関する事業、施設の光熱費水費に関する事業等となります。主な事業につきましては、以下のとおりです。「1 給食センター設備整備事業」、首里給食センター・小禄給食センターでは、消毒保管庫の取得から 3 5 年を経過し、調理機器の対応年数（通常 1 0 年から 1 5 年ほど）を経過している状態です。現在、修繕に必要な部品等を調達することは困難であり、大型機種のため入替工事は長期休業時に限定され、次年度に予算要求を行なうとなると夏季休業時の入替となります。給食センターでは同機器を使用し食器や調理器具等の滅菌を行い衛生環境を保っており、故障が起きるとこの間の給食提供が不可となってしまうことから、春季休業時に早急な入替を行うため、係る経費の増額を求めるものです。「2 中学校施設防犯カメラ設置事業」、昨今、学校施設においては不法侵入や器具破損、小火、不法投棄等が確認されており、児童生徒及び

学校施設の安全確保のため、防犯対策が喫緊の課題となっております。学校施設へ防犯カメラを設置することで、犯罪行為の抑止が期待できるとともに、事件の早急な解決に寄与することが可能となることから、係る経費を計上します。なお、今年度は中学校6校への導入を予定しております。「3 総合的な学校開放推進事業」、地域学校連携施設において、故障のため空調機が使用できない状態が続いております。空調機を早急に修繕し、地域住民の学習の場として活用出来る環境を整える必要があるため、係る経費の増額を求めるものです。「4 設備維持管理費（小学校・中学校）、図書館管理運営事業」、電気・ガス料金の高騰や国・県による割引単価の終了等により、那覇市立小中学校及び図書館・公民館（3館）において、光熱水費の不足が見込まれることから、施設の継続的な運営のため、係る経費の増額を求めるものです。

上記の他、会計年度任用職員の報酬改正に伴う報酬費等の増額や児童・生徒の県外派遣旅費補助金（大会派遣）の増額、奥武山野球場及び給食センターの施設修繕料の増額、小中学校のICT機器及び給食センターの備品修繕料の増額等があります。また、新規事業として、小禄南公民館・図書館の照明設備LED化のための設計業務委託料や首里公民館・図書館長寿命化工事の事前準備として行う備品等の保管場所の整備費、教育相談課公用車駐車場として利用するための那覇中学校駐車スペース拡張事業を新規事業として計上しております。これらの教育関係予算について、特段のご配慮をお願い申し上げます。なお、事業の詳細は別添参考資料をご参照ください。以上が、令和6年度那覇市一般会計補正予算（第6号）に関する意見書内容となります。説明は、以上となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

宮里教育長 はい、この件について何かご質問等ありますか。仲本委員、どうぞ。

仲本委員 先程、小禄南公民館のLED化のところでも、話しましたが、この予算要求の場合等も含めて、SDGsというのがやはり、国全体として取り組まないといけない課題でもありますので、その辺の観点も入れた形での予算要求というのも今後、重点的にしていても良いのかなと感じます。今回は、これで良いんですけど。

稲福部長 LED化は市全体として取り組む方針です。教育委員会は今年度全学校、リースという形で全て入れ替える方針で入札が終わりました。10年間リースし、その後は無償譲渡すると。公民館・図書館も、計画ができています。LED化しますが、資源エネルギー庁の「エネルギー消費前年比何パーセント減」という指標がありまして、クリアすることが課題です。

宮里教育長 休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

宮里教育長 休憩を解きたいと思います。山城委員、どうぞ。

山城委員 今回の補正予算ですが、会計年度任用職員の報酬改定というのがほとんどじゃない



ですか。金額的には、これが一番だと思います。意見書を見ると、後半にサラッと書いてあるだけですが、この報酬改定は当たり前に請求できる、要請できるようなものなんでしょうか。

平良課長 義務的な経費になりますので、計上された分はつくということになります。

稲福部長 市全体的な方針になりますので。今回計上している、他の給食や防犯カメラなどは、防衛予算を取らないといけないことになりますので、優先順位を上げて、より強く順位付けております。

山城委員 はい、分かりました。

宮里教育長 これは、全庁挙げてということですよ。教育委員会だけではなくて。

平良課長 会計年度任用職員の方々の昇給、ベースアップ分ですので、それは必ず、付けなければいけないものになっております。

宮里教育長 ほかに、ありますか。大丈夫ですか。はい、それでは、議案第29号「令和6年度那覇市一般会計補正予算（第6号）に関する意見書について」は、原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしということで、では、議案第29号「令和6年度那覇市一般会計補正予算（第6号）に関する意見書について」は、可決いたしました。非公開を解きます。

～ 非公開（議会議決後公開）～

宮里教育長 以上を持ちまして、令和6年度第12回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。お疲れ様でした。

#### 案件の審議結果

|        |                                  |         |
|--------|----------------------------------|---------|
| 議案第29号 | 令和6年度那覇市一般会計補正予算(第6号)に関する意見書について | 原案どおり可決 |
|--------|----------------------------------|---------|